

平成22年度

埼玉県合唱コンクール参加規程

## 小学校の部

1. 参加資格 埼玉県合唱連盟加盟の有無を問わない。
  - a. 県内の同一小学校に在籍する児童で編成する合唱団。
  - b. 複数校の児童で編成する合同合唱団で、常時活動し理事長が認めた合唱団。
  - c. 同一小学校から複数の合唱団が出演できる。
  - d. 出演団員は、1回に限り出演できる。
  - e. 指揮者・伴奏者・独唱者の出演資格は問わない。  
ただし、学校単位での参加の場合は、当該校長が認めたものに限る。
2. 演奏曲
  - a. 自由曲のみ。
  - b. 演奏時間は6分00秒以内（曲数は自由、曲間を含む）。  
超過の場合は失格となる。
  - c. 伴奏楽器は自由とする。ただし、ピアノ以外は各団で用意する。
3. 出演人数 1団体8名以上とする。  
上限はない。ただし、指揮者、伴奏者は含まない。
4. 出演順 出演順は抽選によって決定する。抽選は厳正に行い抽選後の出演順の変更は認めない。
5. 参加負担金 団員1名につき、500円とする。  
ただし、指揮者、伴奏者は含まない。
6. 入場料 参加者以外の入場者は、入場料を1,000円（中学生以下は600円）とする。
7. 経費 参加に要する費用は各合唱団の負担とする。
8. 審査員 礒山 雅（評論家）、竹内秀男（指揮者）、長木誠司（評論家）  
古橋富士雄（指揮者）、堀俊輔（指揮者）
9. 審査方法 埼玉県合唱コンクール審査基準により賞を決定する。
10. 楽譜 審査用として楽譜5部を打ち合わせ会当日提出すること。  
なお、楽譜はコンクール終了後に返却する。  
（著作権法の規定により原則としてコピーは不可。）
11. 賞 金、銀、銅、優良の各賞を成績に応じて贈る。  
特別賞として 県知事賞、県教育長賞、県文化団体連合会賞を贈る。  
ただし、参加団体合計数が少ない場合や  
該当団体がない場合には、贈らないこともある。

※受付は先着順とします。